

感染症発生動向調査における 長崎県感染症情報センターの取り組み

長崎県環境保健研究センター
保健衛生研究部 保健科
高木 由美香
令和5年8月5日

感染症発生動向調査とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
に基づく施策として位置づけられる調査

目的：感染症の発生情報の正確な把握と分析

国民や医療機関への迅速な提供・公開

→ 感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、
多様な感染症の発生及びまん延を防止すること

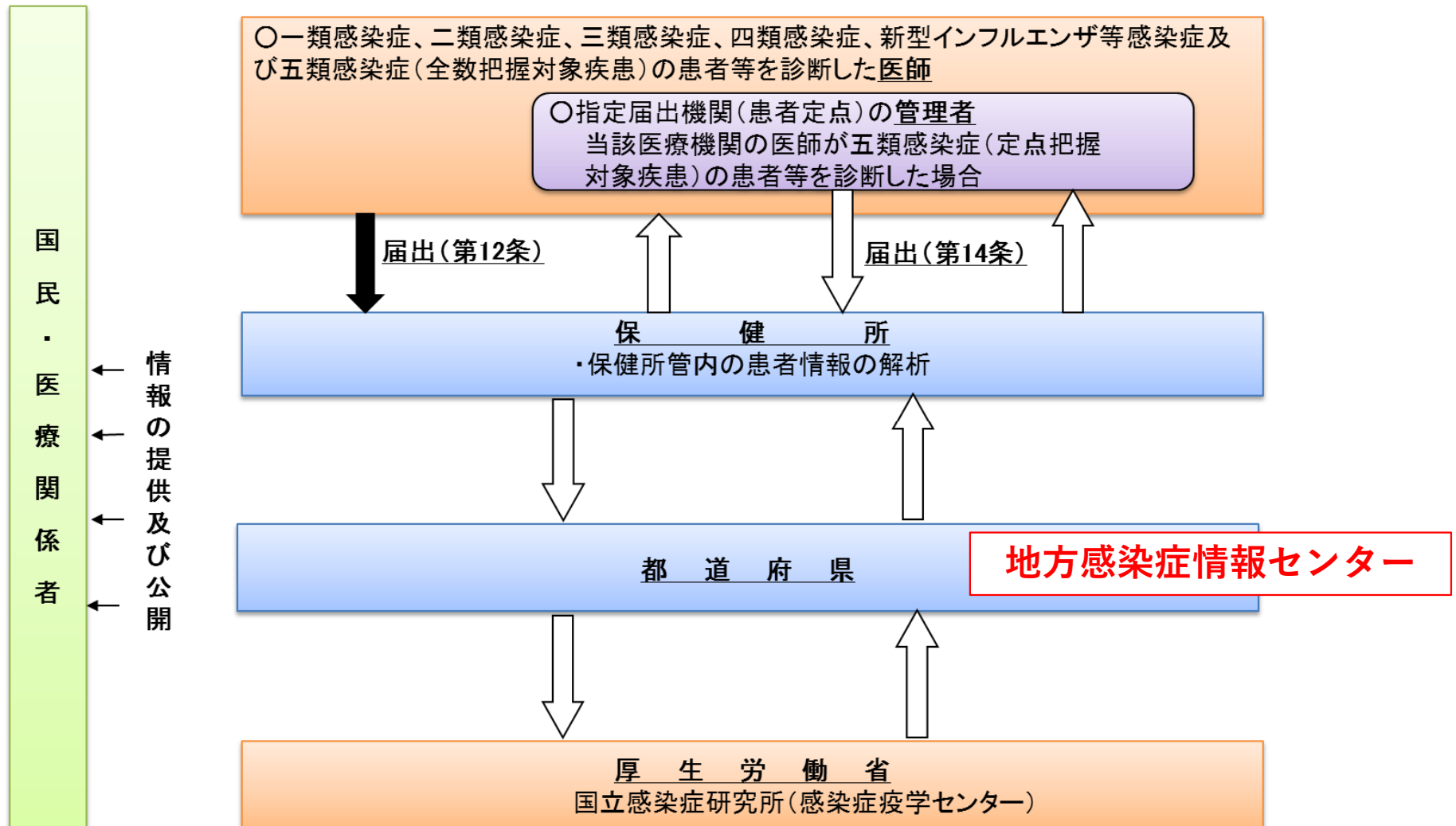
感染症発生動向調査の対象疾患

最寄りの保健所長を経由して都道府県知事へ

| 類型 | | 感染症名 | 特徴 | (強制)入院 | 就業制限 | 届出 | 届出期限 |
|----|----|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------|------|------------|---------|
| 1類 | | エボラ出血熱 ペストなど | 感染力、重篤性などの観点から危険性が極めて高い感染症 | ○ | ○ | 診断したすべての医師 | 診断後直ちに |
| 2類 | | 結核 鳥インフルエンザ など | 感染力、重篤性などの観点から危険性が高い感染症 | ○ | ○ | | |
| 3類 | | 腸管出血性大腸菌 感染症など | 特定の職業への就業により集団発生を起こしうる感染症 | × | ○ | | |
| 4類 | | 日本脳炎 SFTS など | 動物、飲食物などのものを介して感染し、健康に影響を与える恐れのある感染症 | × | × | | |
| 5類 | 全数 | 麻疹、梅毒など | 国が発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者に提供・公開していくことによって発生・拡大を防止すべき感染症 | × | × | | 診断後7日以内 |
| | 定点 | インフルエンザ、 感染性胃腸炎 COVID-19 など | | × | × | 指定届出機関の管理者 | 週/月に1回 |

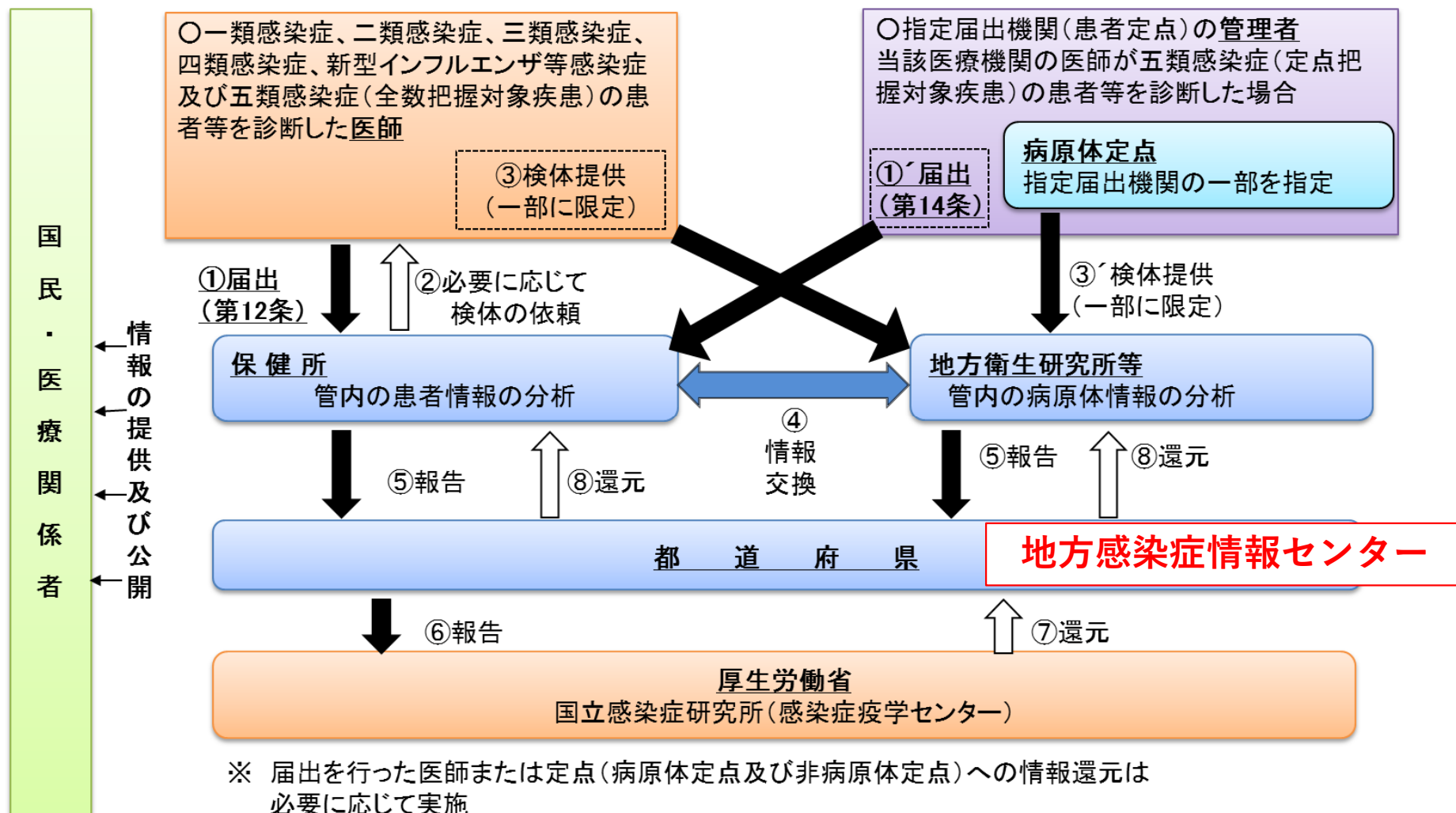
患者情報

感染症法に基づき、診断した医師（定点把握疾患については指定届出機関の管理者）から保健所へ届出のあった感染症に関する情報について、オンラインシステムにより、都道府県を通じて、厚生労働省に報告される。



病原体情報

感染症法においては、患者情報と整合性の保たれた病原体の検査情報の収集についても、積極的疫学調査として、国及び地方公共団体が実施している。



地方感染症情報センターとは

感染症発生動向調査事業実施要綱

第4 実施体制の整備

2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、原則として地方衛生研究所の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。なお、都道府県等の本庁が地方感染症情報センターの役割を代替することができるものとする。

地方感染症情報センターとは

感染症発生動向調査事業実施要綱

第5 事業の実施

地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 当該都道府県等域内の患者情報について、保健所等から情報の入力があり次第、**登録情報の確認**を行う。
- ② 当該都道府県等域内の全ての**患者情報及び病原体情報を収集、分析**するとともに、その結果を**週報**（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の**関係機関に提供・公開**する。

長崎県感染症情報センターの業務

保健所が入力した「全数届出感染症」登録内容の確認、報告

感染症発生動向調査事業における届出の質向上のためのガイドラインより

- ・ 入力は正確か
- ・ 不足がないか
- ・ 届出基準を満たしているか
- ・ 公衆衛生学上の知見と矛盾しないか

保健所の対応

2022年 全数届出 454件中
保健所の対応を要したもの
157件 (約35%)

国への報告

別記様式 3-3

腸管出血性大腸菌感染症発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 _____ 報告年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
印 _____
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) (____) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

| | | | | | |
|---------------------------------------------|------|-------------------------------|-----------------|---------|--|
| 1 診断（検案）した者（死体）の類型 | | | | | |
| ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体 | | | | | |
| 2 当該者氏名 | 3 性別 | 4 生年月日 | 5 診断時の年齢(0歳は月齢) | 6 当該者職業 | |
| | 男・女 | 年 月 日 | 歳 (か月) | | |
| 7 当該者住所 | | | | | |
| 電話 () - | | | | | |
| 8 当該者所在地 | | | | | |
| 電話 () - | | | | | |
| 9 保護者氏名 | | 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) | | | |
| | | 電話 () - | | | |

| | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 症 状 | ・腹痛 ・水様性下痢 ・血便 ・嘔吐 ・発熱 ・溶血性貧血 ・急性腎不全 ・溶血性尿毒症症候群(HUS) ・虚脱 ・昏睡 ・脳症 ・その他 () | 18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 経口感染 (飲食物の種類・状況:) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況:) 3 動物・蚊・昆虫等からの感染 (動物・蚊・昆虫等の種類・状況:) 4 その他 () ②感染地域 (確定・推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域) |
| | 12 診断方法 ・分離・同定による病原体の検出、かつ、分離菌における次の①、②いずれかによるペロ毒素の確認 (①毒素産生 ②PCR法等による毒素遺伝子) 検体: 便・その他 () O血清群: O()・不明 H血清群: H()・不明 ペロ毒素: VT1/VT2・VT1・VT2・VT(型不明) ・便でのペロ毒素の検出 (HUS発症例に限る) ・血清でのO抗原凝集抗体又は抗ペロ毒素抗体の検出 (HUS発症例に限る) ・その他の方法 () 検体 () 結果 () | |

13 初診年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
14 診断（検案(※)）年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
15 感染したと推定される年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
16 発病年月日(※) 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
17 死亡年月日(※) 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

この届出は診断後直ちに行ってください

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

長崎県感染症情報センターの業務

保健所が入力した「定点把握感染症」登録内容の確認、報告

| 報告年 | 報告週 | 都道府県 | 都道府県名 | 保健所名 | 疾病名 | 性別コード | 性別 | ～5ヶ月 | ～11ヶ月 | 1歳 | 2歳 | 3歳 |
|------|-----|------|-------|------|------------|-------|----|------|-------|----|----|----|
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | インフルエンザ | 1 | 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | COVID-19 | 2 | 女 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | R S ウイルス感染 | 1 | 男 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | 咽頭結膜熱 | 1 | 男 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | A群溶血性レンサ | 1 | 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | 感染性胃腸炎 | 1 | 男 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | 手足口病 | 1 | 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | 突発性発しん | 1 | 男 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | ヘルパンギーナ | 2 | 女 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 佐世保市 | 流行性耳下腺炎 | 1 | 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 長崎市 | インフルエンザ | 1 | 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 長崎市 | COVID-19 | 2 | 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2023 | 24 | 42 | 長崎県 | 長崎市 | R S ウイルス感染 | 1 | 男 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 |

- ・届出基準を満たしているか
- ・公衆衛生学上の知見と矛盾しないか
- ・直近の推移の状況の確認



保健所の対応



国への報告

週報：水曜AM

月報：翌月10日頃

長崎県感染症情報センターの業務

感染症情報の提供・公開

定期的な情報提供

- 週報：毎週木曜日
- 月報：月1回（国の集計後）
- 年報：年1回、9月頃

長崎県感染症情報センター

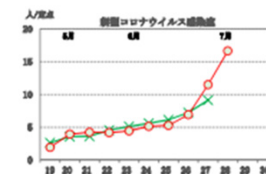
長崎県感染症発生動向調査速報（週報）

2023年第28週 2023年7月10日（月）～ 2023年7月16日（日） 2023年7月20日作成

☆定点報告疾患（定点当たり報告数の上位3疾患）の発生状況

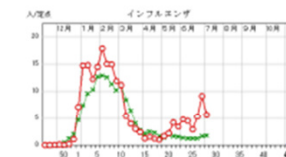
(1) 新型コロナウイルス感染症

第28週の報告数は1166人で、前週より361人多く、定点当たりの報告数は16.66であった。
年齢別では、10～14歳（228人）、15～19歳（131人）、40～49歳（117人）の順に多かった。
定点当たり報告数の多い保健所は、上五島保健所（24.67）、県北保健所（22.25）、長崎市保健所（21.88）であった。



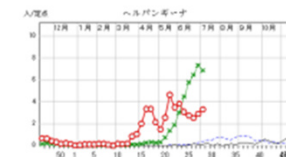
(2) インフルエンザ

第28週の報告数は395人で、前週より244人少なく、定点当たりの報告数は5.64であった。
年齢別では、10～14歳（102人）、9歳（40人）、5歳（31人）の順に多かった。
定点当たり報告数の多い保健所は、長崎市保健所（10.12）、県北保健所（8.82）、県北保健所（6.25）であった。



(3) ヘルパンギーナ

第28週の報告数は145人で、前週より18人多く、定点当たりの報告数は3.30であった。
年齢別では、3歳（30人）、4歳（28人）、1歳（21人）の順に多かった。
定点当たり報告数の多い保健所は、県北保健所（7.29）、県北保健所（6.67）、西彼保健所（5.00）であった。



○ 当年(長崎県) — 前年(長崎県)
● 当年(全国) - - 前年(全国)

☆上位3疾患の概要

【新型コロナウイルス感染症】

第28週の報告数は1,166人で、前週より361人多く、定点当たり報告数は16.66でした。地区別では、上五島地区（24.67）、県北地区（22.25）、長崎地区（21.88）が他の地区より多くなっています。

本疾患の主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状で、主に飛沫感染や接触感染により感染します。令和5年5月8日より、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における類型が「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症（定点把握）」に変更されました。

今後も場面に応じたマスクの着用や手洗い、換気、三密の回避などの基本的な感染対策に努めましょう。

長崎県感染症情報センターの業務

感染症情報の提供・公開

随時行っている情報提供

- トピックス
- Twitter

腸管出血性大腸菌感染症に注意しましょう

腸管出血性大腸菌感染症は、O157やO26をはじめとした「腸管出血性大腸菌」による感染症です。

主な感染経路は、菌に汚染された食品や患者の便で汚染されたものに触れた手を介した経口感染です。2から9日の潜伏期間の後、腹痛・水様性下痢・血便などの症状を呈します。無症状の場合もありますが、発症者の約6から7%が、溶血性尿毒症症候群や脳症などの合併症を起こし、時には死亡することもあります。特に、抵抗力が弱い小児や高齢者等は注意が必要です。

県内では、2023年第28週までに腸管出血性大腸菌感染症が31例報告されています。

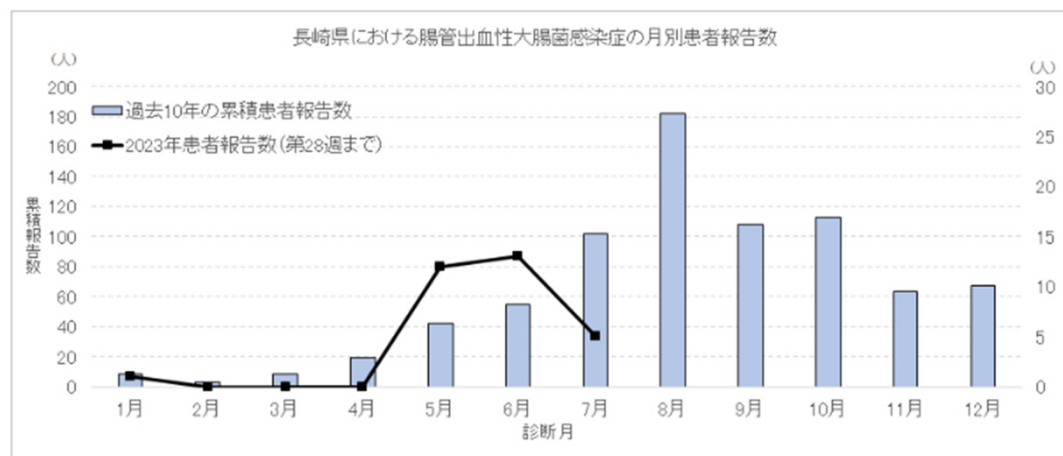
例年夏に患者数が増加する傾向にあります。次の点に気をつけて感染予防に努めましょう。症状があるときは医療機関を受診しましょう。

○外出から帰ってきたときやトイレ・オムツ交換の後、調理・食事の前には石鹸と流水で十分に手を洗いましょう

○肉類を調理する際は十分に加熱しましょう

肉を調理する際、器具は専用のものにするか、使用後すぐに十分な洗浄・消毒をしてから他の調理に使用しましょう

痢症状のあるときはプールの使用や入浴は控え、シャワー浴または最後に入浴しましょう



← 長崎県環境保健研究センター（長崎県気候変動...
984 件のツイート



フォロー

長崎県環境保健研究センター（長崎県気候変動適応センター）

@ngs_kanho

長崎県環境保健研究センターが運用する公式アカウントです。環境・保健に関するさまざまな情報を随時発信します。リプライ等を通じた個々の御意見への対応は、原則、行ないませんので御了承ください。

📍 大村市池田2丁目1306番地11 🌐 pref.nagasaki.jp/section/kankyo...

📅 2011年8月からTwitterを利用しています

53 フォロー中 826 フォロワー

長崎県感染症情報センターの業務

COVID-19関連

- HER-SYS入力内容の確認
2020年1月～2022年8月
- HER-SYSのデータの集計、週報の発行
2021年第31週～2023年第18週
- 週報に基づくトピックスの発信
- 新型コロナウイルス感染症の発生状況（5類定点移行～）

2023年第24週（6月12日から6月18日）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2023年5月8日より、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における類型が定点把握対象の5類感染症に変更されました。

5月8日以降は、県内の人口等を勘案して選定された70医療機関（インフルエンザ/COVID-19定点）から、1週間（月から日曜）にCOVID-19と診断された患者数が週に1回報告されます。報告のあった県全体の患者数を集計し、本週報で毎週（原則木曜日）公表しています。

2023年第24週の新型コロナウイルス感染症の定点当たり報告数は、前週の「4.46」より増加し、「5.14」でした。保健所別では、上五島保健所が最も多くなっています。また、年齢別では、10代が多くなっています。

今後も場面に応じたマスクの着用や手洗い、換気、三密の回避などの基本的な感染対策に努めましょう。

| | 長崎県 | 長崎市 | 佐世保市 | 西彼 | 島先 | 島原 | 諫北 | 五島 | 上五島 | 壱岐 | 対馬 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|
| 報告数 | 360 | 96 | 39 | 16 | 42 | 42 | 23 | 6 | 65 | 17 | 14 |
| 定点数 | 70 | 17 | 11 | 6 | 11 | 8 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| 定点当たり報告数 | 5.14 | 5.65 | 3.55 | 2.67 | 3.82 | 5.25 | 5.75 | 1.50 | 21.67 | 5.67 | 4.67 |

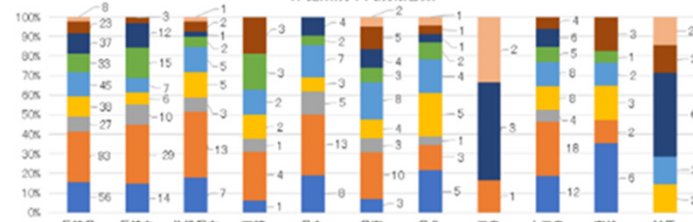
性別割合



年代別割合



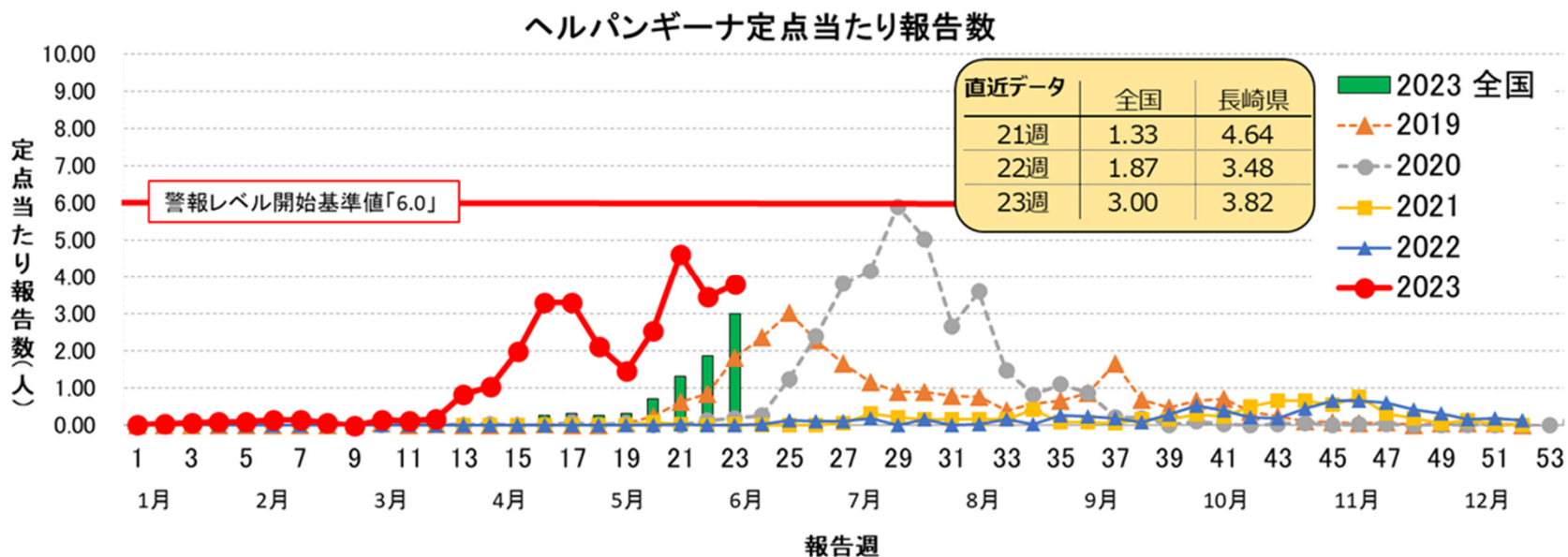
保健所別年代別報告数



長崎県感染症情報センターの業務 2023年度～

病原体情報の発信

病原体サーベイランス実施要領に基づき、結果をホームページに掲載



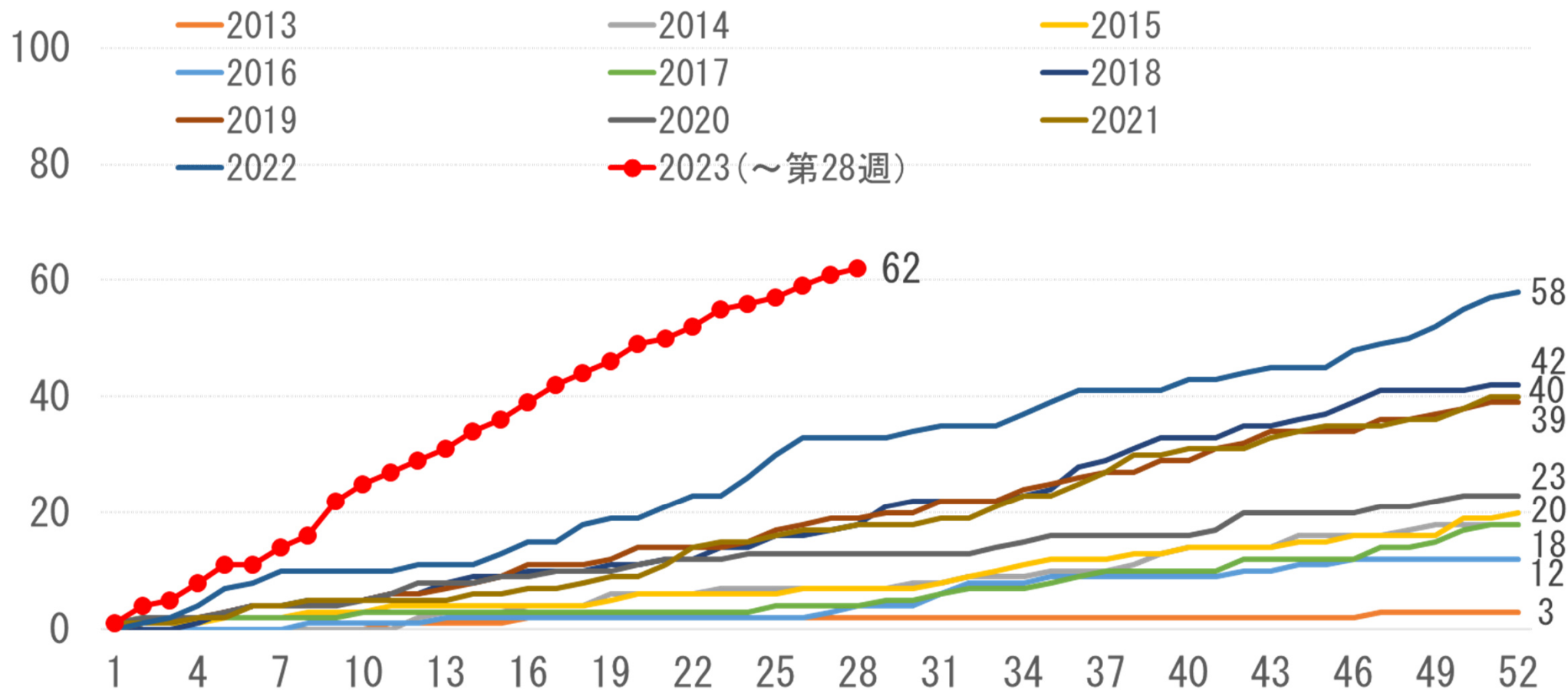
3-1. エンテロウイルス遺伝子検出数

| 検出ウイルス* | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 検出割合 (%) |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----------|
| CVA2 | 2 | 14 | 4 | | | | | | | | | | 20 | 43 |
| CVA4 | | | 3 | | | | | | | | | | 3 | 7 |
| CVA10 | 1 | 2 | 4 | | | | | | | | | | 7 | 15 |
| CVB5 | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | 2 |
| HRV | | 2 | 1 | | | | | | | | | | 3 | 7 |
| 検出せず | 2 | 5 | 5 | | | | | | | | | | 12 | 26 |
| | 5 | 24 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 | |

※CV：コクサッキーウイルス、HRV：ヒトライノウイルス

長崎県感染症情報センターの取り組み事例

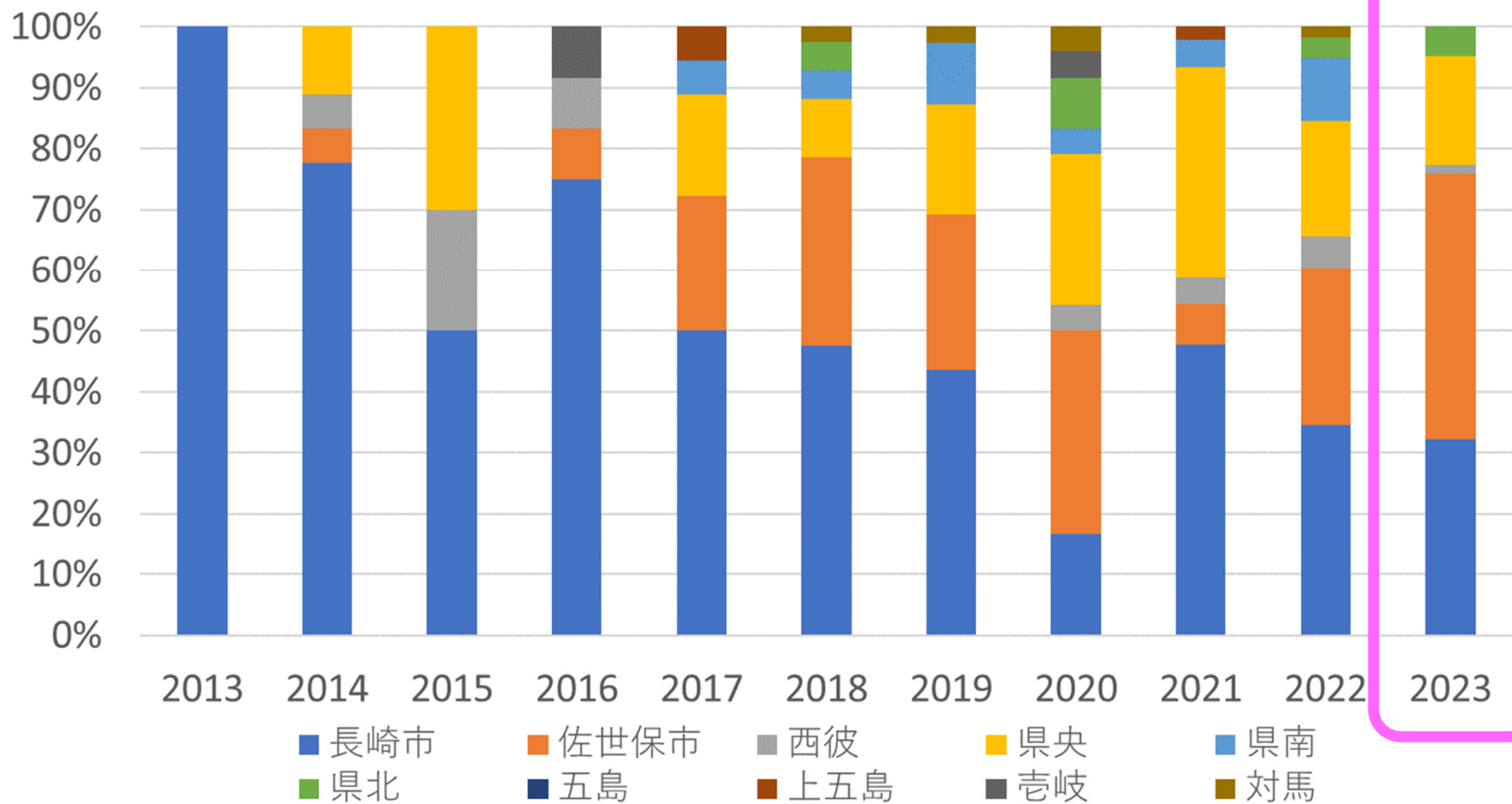
梅毒の流行状況 — 累積報告数 —



過去最多の報告数を更新中

長崎県感染症情報センターの取り組み事例

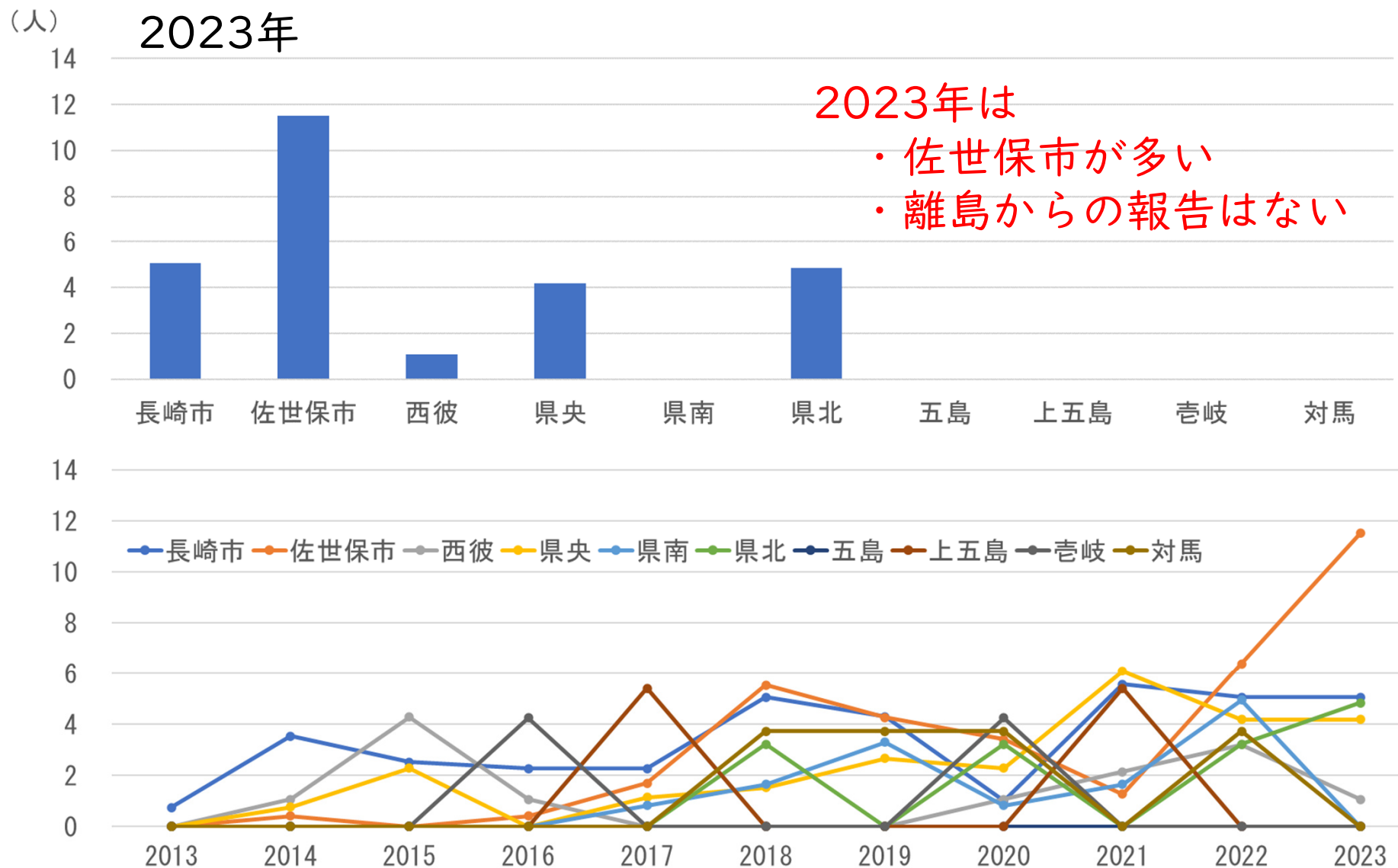
梅毒の流行状況 —保健所別—



長崎市、佐世保市、県央の報告数が多い

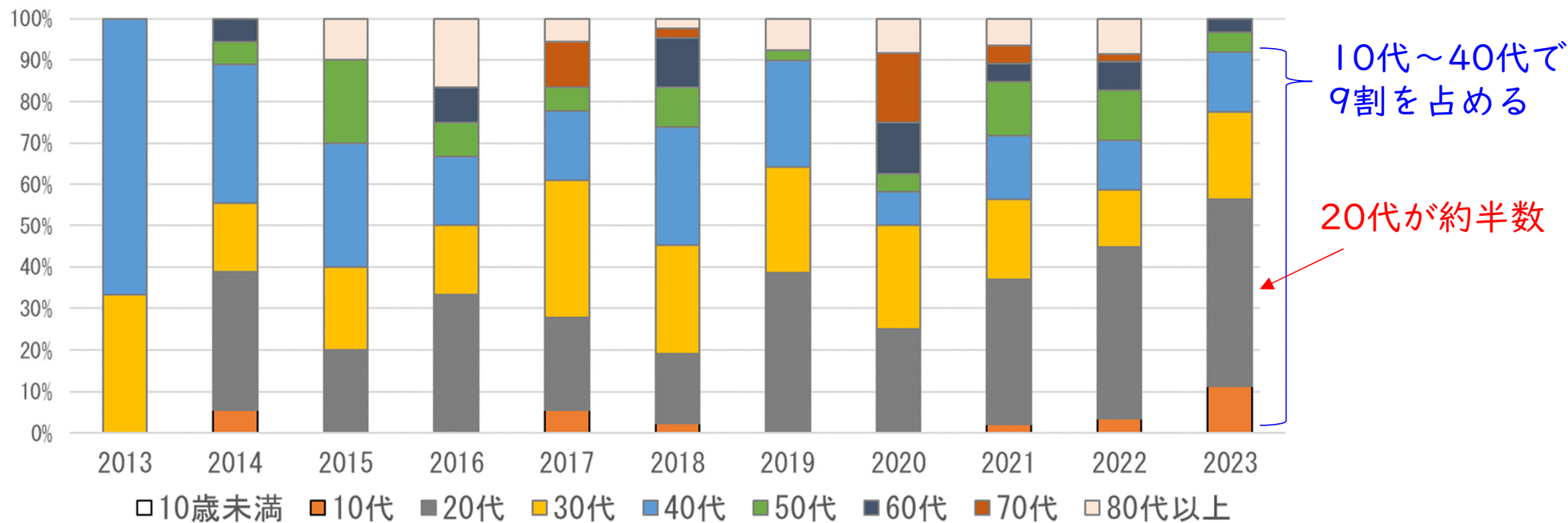
長崎県感染症情報センターの取り組み事例

梅毒の流行状況 —保健所別 人口10万人あたり—

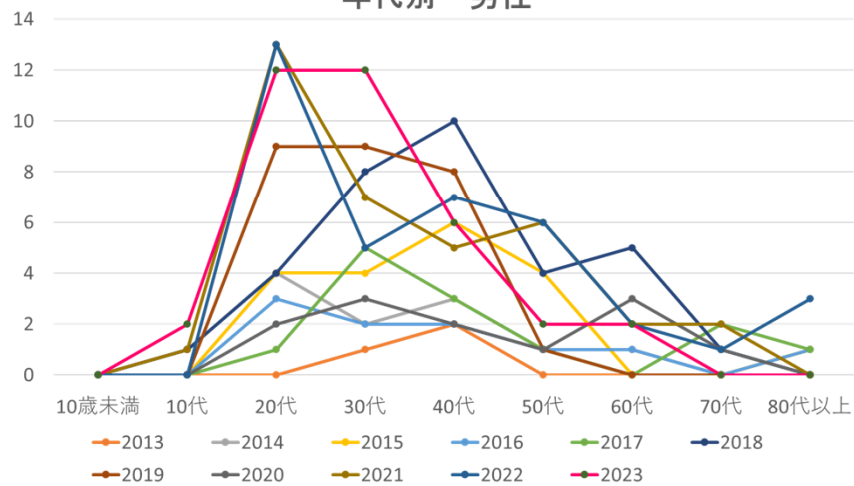


長崎県感染症情報センターの取り組み事例

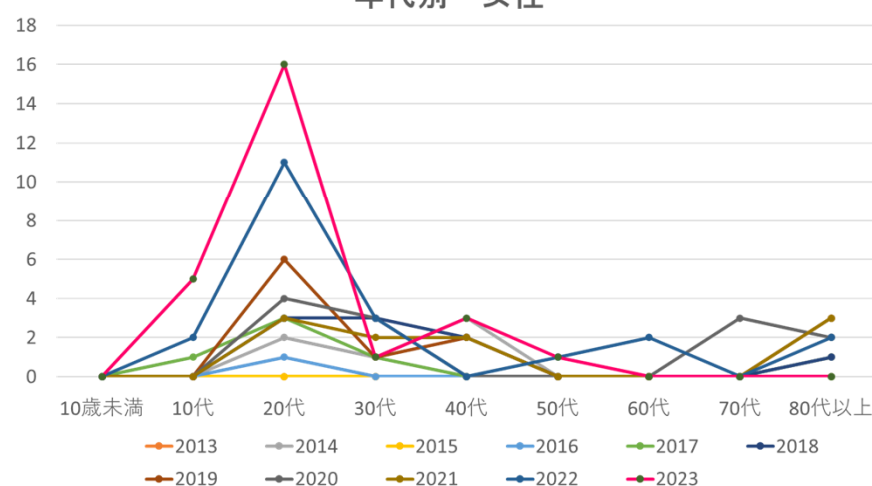
梅毒の流行状況 ー年代別ー



年代別・男性

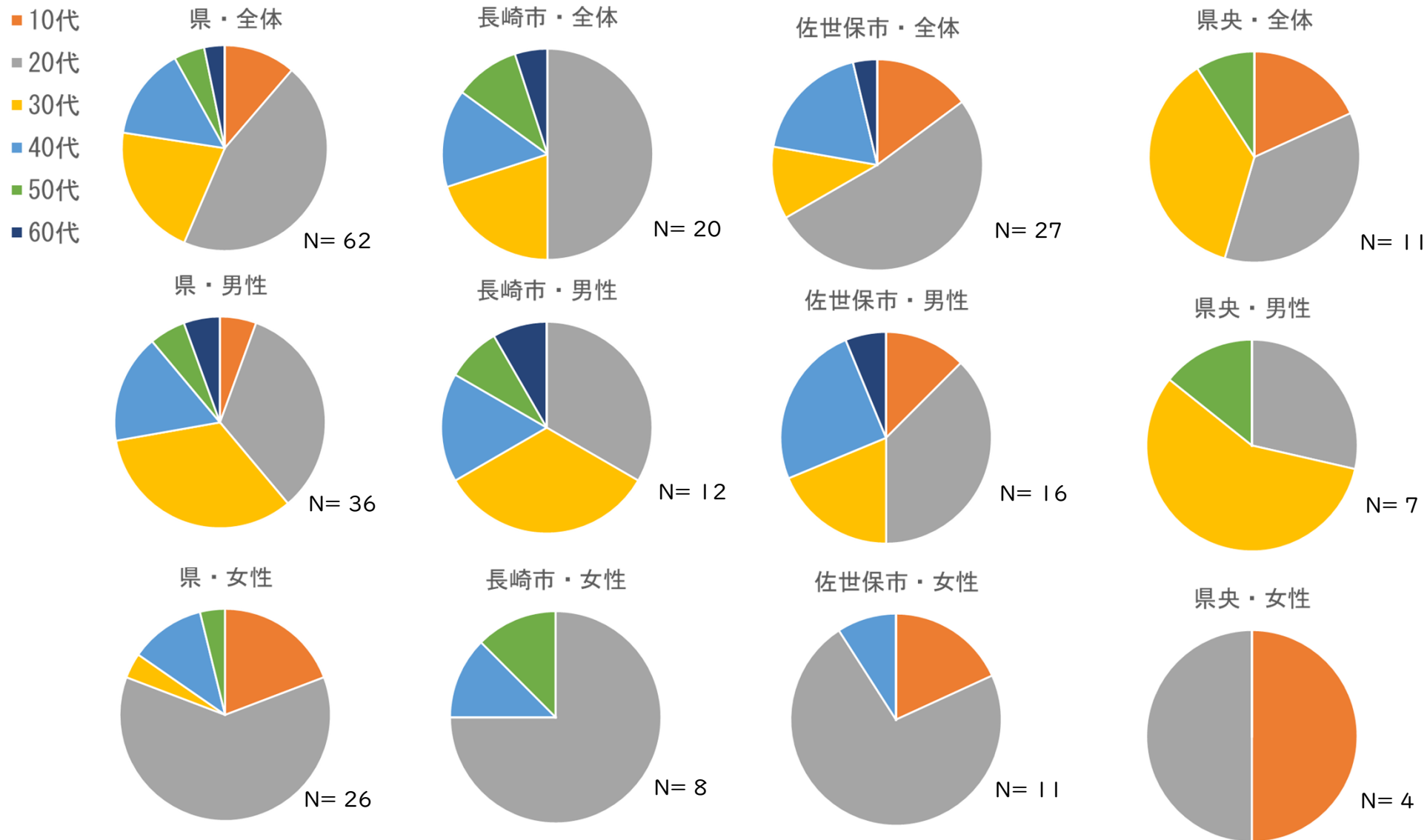


年代別・女性



長崎県感染症情報センターの取り組み事例

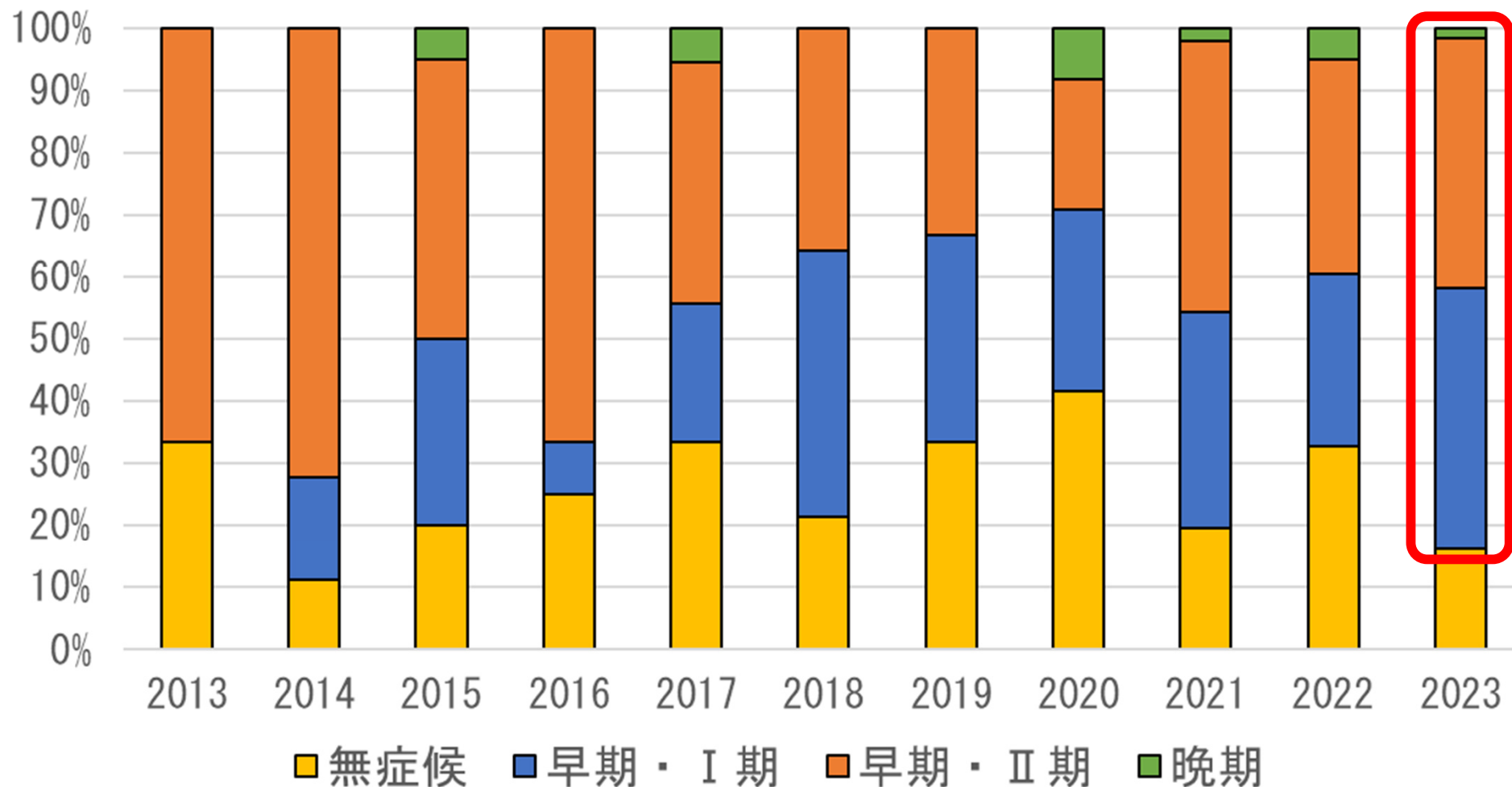
梅毒の流行状況 – 2023年保健所別・年代別 –



性別・年代に応じた注意喚起が必要？

長崎県感染症情報センターの取り組み事例

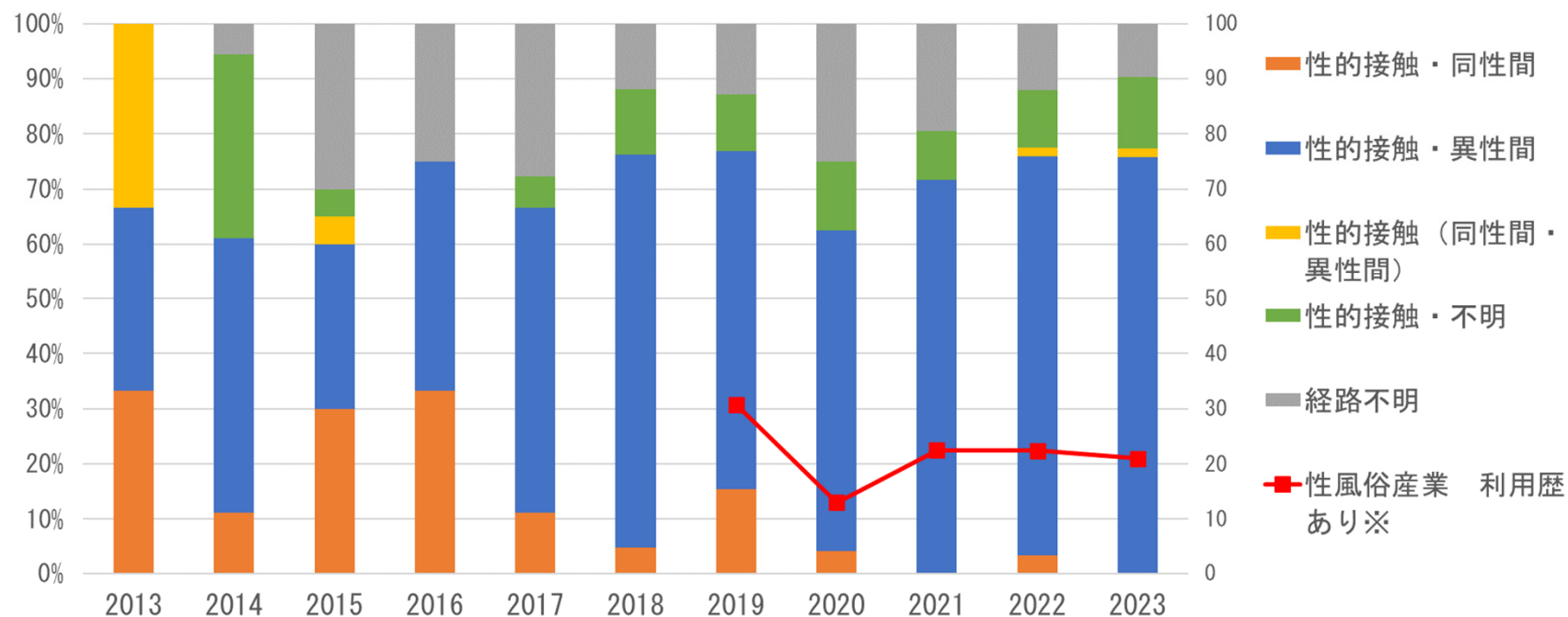
梅毒の流行状況 — 病型別 —



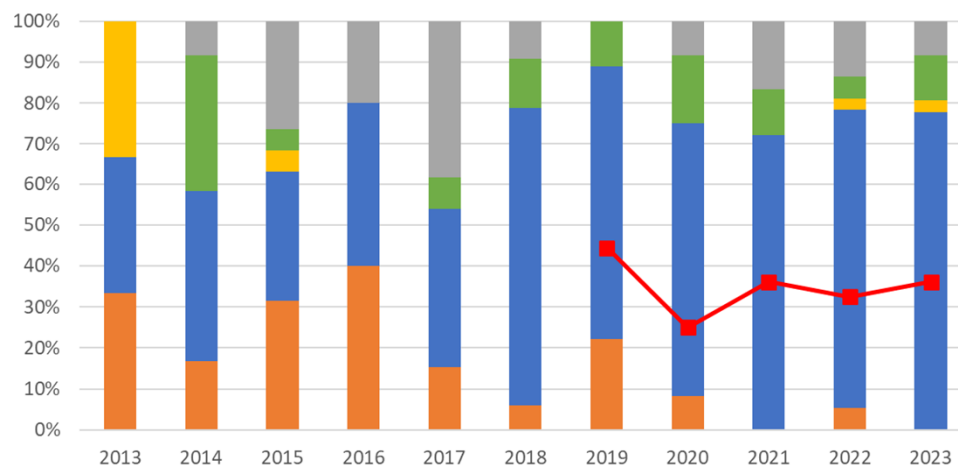
- ・ 症状が多い
- ・ 無症状病原体保有者の探知が必要 → パートナーの受診勧奨
無料相談・検査

長崎県感染症情報センターの取り組み事例

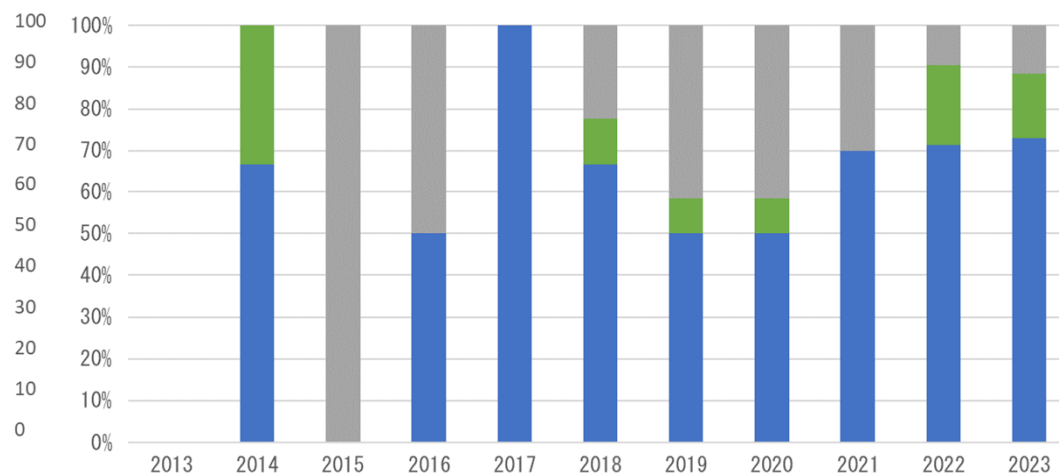
梅毒の流行状況 — 推定感染経路 —



感染経路 男性

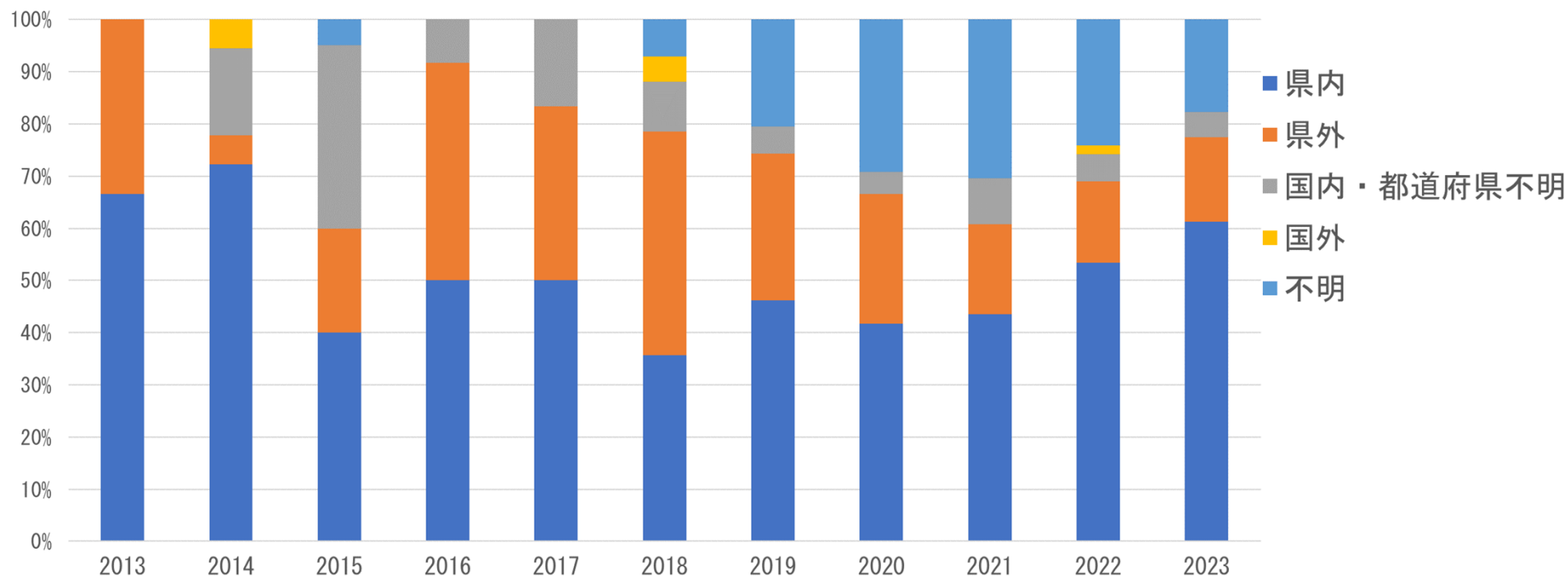


感染経路 女性



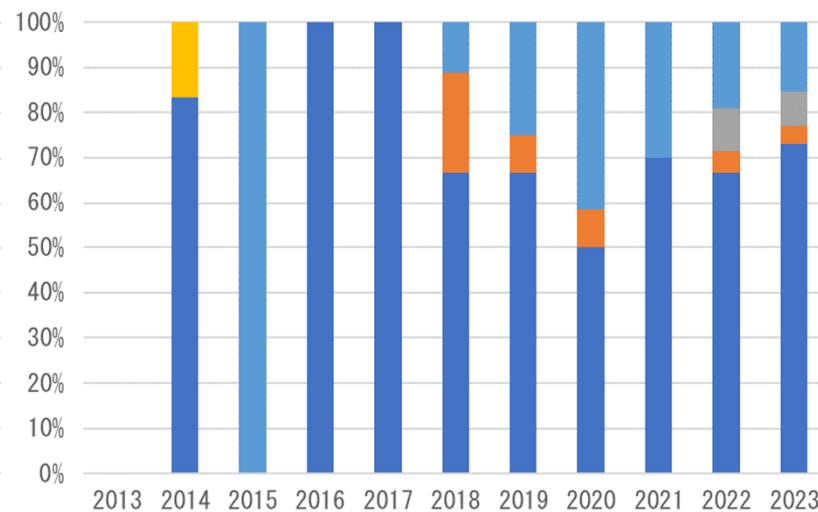
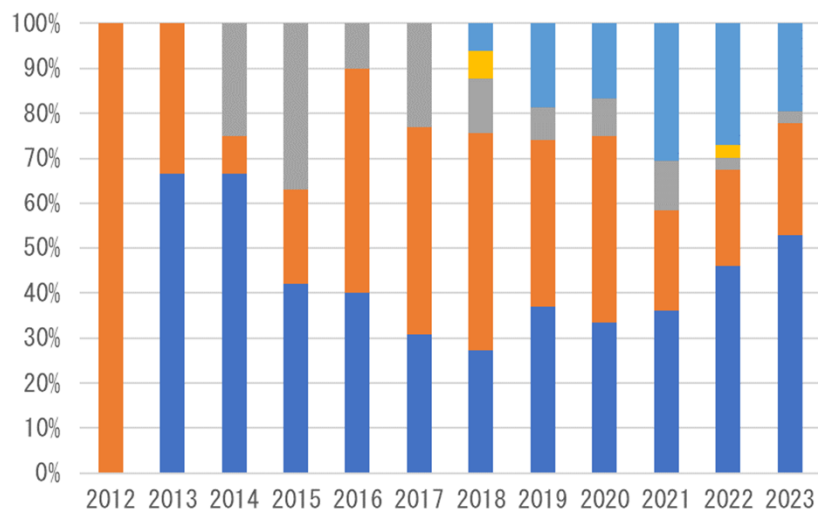
長崎県感染症情報センターの取り組み事例

梅毒の流行状況 — 推定感染地域 —



男性

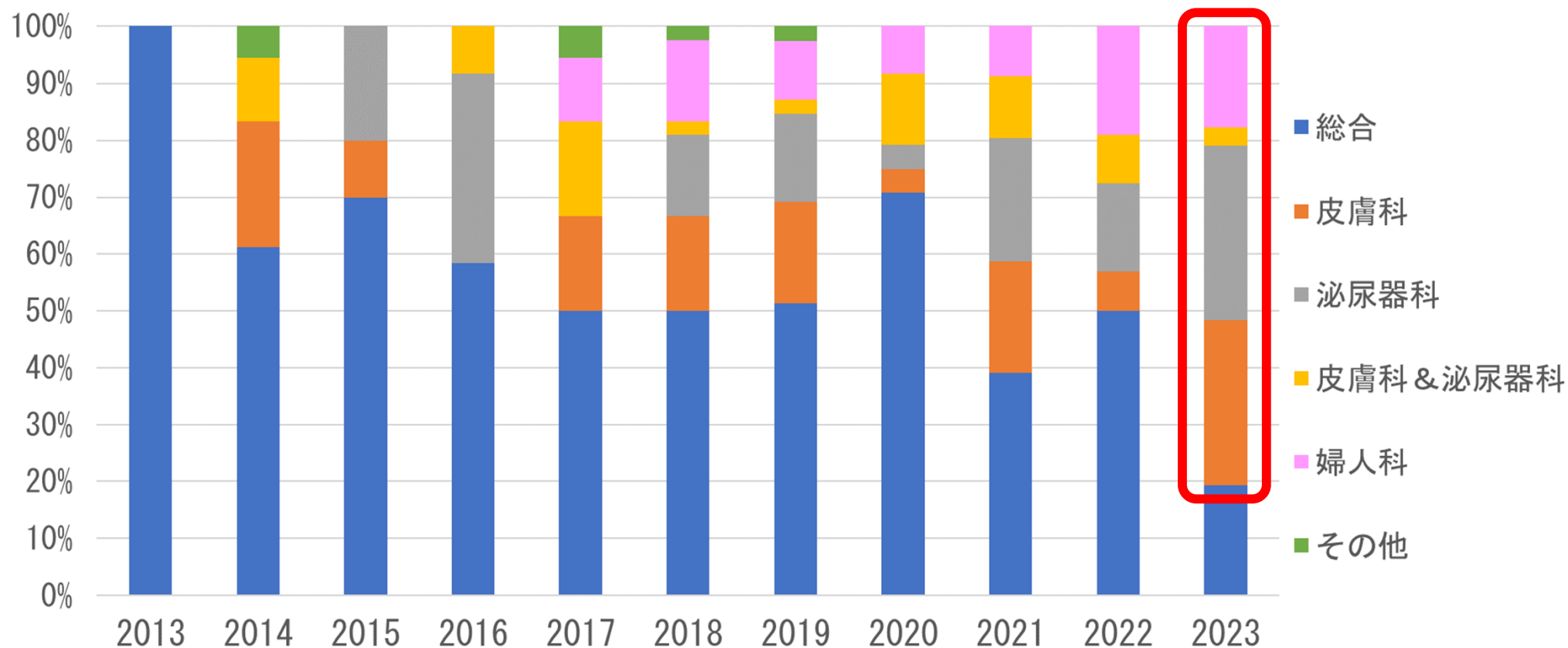
女性



男性：県内、県外も
女性：多くが県内

長崎県感染症情報センターの取り組み事例

梅毒の流行状況 — 診断した医療機関 —



※グラフ上の医療機関の分類

- ・総合：入院病床を有し、複数の診療科のある医療機関
- ・皮膚科/泌尿器科/皮膚科&泌尿器科/婦人科：各診療科を標榜する医療機関
- ・その他：上記以外の医療機関

症状に応じて、皮膚科/泌尿器科/婦人科で診断されている

長崎県感染症情報センターの取り組み事例

梅毒の流行状況　－まとめ－

- ・ 2018年以降、患者数が増加している
- ・ 20代の患者が多く報告されている
- ・ 「症状あり」で診断される例が多い
- ・ 患者は症状に応じて、皮膚科・泌尿器科・婦人科の医院を受診している



- ・ 若年層への注意喚起、予防啓発
- ・ 無症状病原体保有者の探知＝無料相談・検査
- ・ 医療機関への情報提供・注意喚起

感染経路の聞き取りやパートナーへの受診勧奨

情報センターが作成した資料をご活用ください

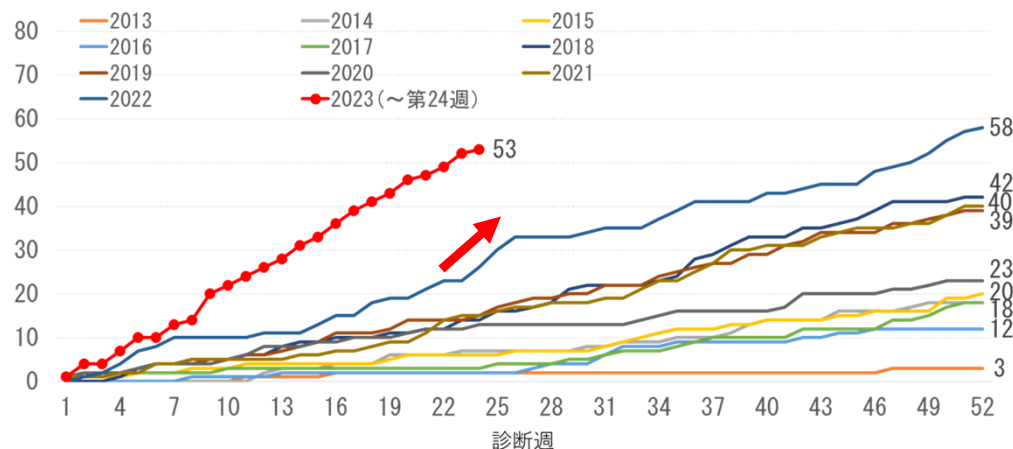
長崎県感染症情報センターの取り組み事例

梅毒の流行状況発信

- 2022年 6月 報告数の急増
- 2022年10月 報告数が過去最多に
- 2022年11月 県立保健所あて情報提供
- 2023年 3月 県立保健所あて情報提供
- 2023年 3月 長崎市、佐世保市保健所へ情報提供

→感染症対策室よりプレスリリース

佐世保市の対策



Press Release



令和5年3月10日

感染症対策室 感染症対策班
担当：眞崎、江川
内線：2466
電話：095-895-2466（直通）

県内の梅毒の年間患者報告数が過去最多となりました（注意喚起）

令和4年の梅毒の報告件数は58件となり、過去最多となっております。
令和5年は、3月5日時点での報告件数は17件で、令和5年も、高い水準で感染が拡大しています。
今後も患者報告数が増加し、感染拡大につながる恐れがありますので、感染の予防や保健所での検査による早期発見にご協力ください。また、気になる症状がある場合には、早めに医療機関を受診してください。

まとめ

感染症情報センターの役割：

平時及び緊急時の発生動向を把握、分析、情報発信を迅速かつ的確に実施すること

- 平時：全数、定点報告感染症の確認・集計・発信
- 緊急時：COVID-19流行期の対応
梅毒の患者急増

今後は・・・

- ◆ 平常時から関係機関と連携し、情報収集・発信を実施する
- ◆ 情報利用者のニーズに応じた発信内容、方法を検討し、情報発信を強化していく

当センターの資料をご活用ください
必要なデータ・資料があればご相談ください